



## 区議会第1回臨時会

## 新しい議会構成が決まりました

第1回臨時会は、5月26日から5月29日までの4日間の会期で開かれました。

本臨時会では議長、副議長の辞職に伴い、議長、副議長の選挙が行われ、議長に茂木弘議員、副議長に萩野勝議員が選出されました。

また、議員から提出された決議1件と区長から提出された議案7件が原案どおり可決されました。

このほか、各常任委員会・議会運営委員会委員の選任と各特別委員会委員の選任が行われました(各委員会の構成は4面に掲載しています)。

### 議長・副議長 就任あいさつ



議長 茂木 弘



副議長 萩野 勝

私たちは、第1回臨時会におきまして、議員多数のご推挙により、議長、副議長に就任いたしました。身に余る光栄であり、その職責の重さに、あらためて身の引き締まる思いでございます。

世界的な経済情勢の悪化が地域経済や区民生活に深刻な影響を及ぼす中、区では区民の皆様の暮らしを守る「安心の砦」として、緊急経済対策をはじめ、福祉、教育、産業振興、環境、防災・防犯などの各分野において、迅速かつ的確に施策の展開を図っております。

区議会といたしましても、執行機関と緊密な連携の下、区政の重要課題に積極的に取り組むとともに、円滑な議会運営に努め、区民の皆様の期待に応えられるよう、最善を尽くして参ります。

今後とも区民の皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

### 議案の審議結果

平成 21 年第 1 回臨時会  
○賛成 ×反対 - 退席  
太字は討論のあったことを示す

議案番号・議案名	会派名・結果 (数字は会派人員)					結果	
	自由民主党荒川区議会議員団	公明党荒川区議会議員団	日本共産党荒川区議会議員団	民主党・市民クラブ	あらかわ元気クラブ		
議員提出議案 (1件)							
第9号 北朝鮮による核実験強行に対する抗議決議について	○	○	○	○	-	○	可決
区長提出議案 (7件)							
第31号 荒川区特別区税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
第32号 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(修正案)	×	×	○	×	×	×	否決
第32号 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	可決
第33号 荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	-	○	可決
第34号 荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	-	○	可決
第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	可決
第36号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	可決
同意第6号 荒川区監査委員の選任同意について(菅谷安男議員)	○	×	×	×	-	×	同意

#### 4面

議会構成  
・ 常任委員会  
・ 議会運営委員会  
・ 特別委員会  
各会派の構成

#### 3面・2面

議会のしくみ  
・ 議会の役割  
・ 議会の仕事  
・ 請願・陳情の提出方法  
・ 会議のあらまし  
・ 区議会を知るには  
特別委員会の調査事項の追加について  
北朝鮮による核実験強行に対する抗議決議  
第1回臨時会日程

#### 掲載記事のご案内

# 議会のしくみ

## 議会の役割

### 区議会とは

荒川区に住んでいる区民が、私たちの生活に身近な問題を自分たちの力で解決することを地方自治といえます。しかし、区民全員が集まって話し合いをするのは難しいことです。

そこで、選挙権のある満25歳以上の区民の中から選挙で選ばれた区議会議員が、区民の代表として区の重要な事柄について慎重に審議し、どのように対処していくかを決定しています。この区議会議員で構成された機関を区議会といえます。

### 区議会と区長

区議会は区民生活に関わる重要なことを決定することから議決機関と呼ばれています。

区長は議会の議決等により決定された事柄を尊重して執行することから執行機関と呼ばれます。区長も、区民から選挙によって選ばれます。

区議会と区長はそれぞれ独立した権限を持ち、お互いけん制し、調和を図ることで豊かな区民生活の実現を図ります。



### 区議会議員の任期と定数

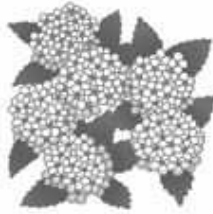
区議会議員の任期は4年です。荒川区議会議員の定数は、地方自治法により、人口に応じて決められた上限の範囲内で条例で定めることとされています。区の現在の人口に応じた法定の上限数は34人ですが、平成14年10月の条例の改正により、議員定数は32人となっています。

### 議長と副議長

議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、本会議の開会、閉会を宣言するなど議事の整理を行います。また、対外的に区議会を代表します。

副議長は、議長が欠けたとき、不在のときに議長の職務を代行します。



## 議会の仕事

### 議決

区議会の仕事で、最も代表的なものは、区長や議員から提出された議案などを審議して、その可否を決めることです。これを議決といえます。

議会で議決する事項は、法律で定められており、その主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定、改正または廃止すること。
- 予算を定めること。
- 決算を認めること。
- 区の税金に関すること。
- 使用料や手数料などに関すること。
- 予定価格1億8千万円以上の工事や、ものをつくる契約を締結すること。
- 不動産を信託すること。
- 予定価格2千万円以上のものの取得や処分をすること(土地は、5000㎡以上)。
- 負担付きの寄附や贈与を受けること。
- 法律や政令または条例で定めていることを除いて、区の権利を放棄すること。
- 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
- 損害賠償の額を定めること。
- 区が訴えたり、和解などしたりすること。
- 区の基本構想を定めること。

### 意見書・要望書の提出

区長から提出される副区長、監査委員の選任や教育委員会委員の任命に同意するかどうかを決めること。

区民の暮らしに関することでも、区の方だけでは解決できないことがあります。このようなとき、国や東京都などに対して問題点の改善を求め、意見書や要望書を提出します。

### 請願・陳情の審査

請願・陳情は、区政に関する意見や要望を、議会に対して文書で提出する制度です。提出された請願・陳情は慎重に審査を行います。詳細は「請願・陳情の提出方法」をご覧ください。



## 請願・陳情の提出方法

### 請願・陳情の審査の流れ

提出された請願・陳情の審査は、本会議で、関係の委員会に付託されます(※付託とは、審査を委託することです)。委員会が慎重に審査された結果、結論が出た請願・陳情は、本会議で議決を行います。

### 提出方法

提出できる人  
区民に限らず、どなたでも提出できます。

### 提出時期

いつでも提出できます。

### 請願(陳情)書の書き方

次の事項を必ず書いてください。

- ① 題名  
「○○の促進を求める請願(陳情)」のように、できれば「何をどうしてほしい」という表現にしてください。
- ② 紹介議員の署名(陳情書の場合 は不要)
- ③ 請願(陳情)の趣旨  
要旨を明瞭・簡潔に書いてください。
- ④ 請願(陳情)の理由  
請願(陳情)を出すに至った経緯と目的を詳しく書いてください。
- ⑤ 提出年月日
- ⑥ 請願(陳情)者の住所、氏名、押印、連絡用の電話番号  
2人以上で出す場合は、それぞれの住所、氏名を書き、押印をして、代表者を定めてください。また、提出者が大勢いる場合は、署名簿を作成して一緒に提出し、代表者の横に署名者数を記載してください。
- ⑦ あて先(荒川区議会議長)

は審査されず、参考配付のみとなる場合があります。

詳しくは議会事務局までお問い合わせください。 内線3614

### 請願(陳情)書 書式(例)

○○の促進を求める請願(陳情)  
紹介議員 議員名○○○  
(陳情書には不要)

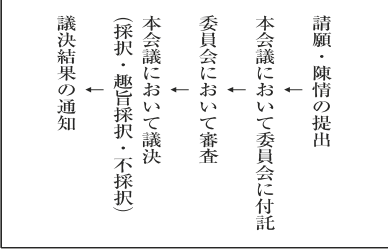
趣旨  
理由  
提出年月日  
住所  
氏名  
外名

荒川区議会議長  
○○○○股  
④(訂正印)

※用紙の大きさや紙質、横書き、縦書きは問いません。

### 署名簿(例)

氏名	住所	印
○○の促進を求める請願(陳情) 趣旨		
.....		
.....		
.....		



なお、郵送または代理人が提出した陳情(陳情者が心身の障害のため提出できない場合を除く)や私人間の紛争に関する陳情など



# 会議のあらまし

## 定例会と臨時会

議会は、定例会及び臨時会の会期中にその活動を行います。  
定例会は、案件の有無に関わらず、毎年4回（2月、6月、9月、11月）招集され、臨時会は特定の案件について必要がある場合に招集されます。

定例会及び臨時会の招集は区長が行います。会期は、それぞれの本会議初日に議会の議決で決定されます。

なお、臨時会については、議会運営委員会の議決を経て議長から招集請求があるときや、議員定数の4分の1以上の議員から招集請求があるときも、区長は招集しなければなりません。区長は招集しな（※招集とは、議会を開くため、議員に日時・場所を示して集まるよう要求することです。）

## 本会議

本会議は、全議員が出席して議場で開かれる会議で、区議会の意思を決定する重要な会議です。区議会の重要な事項についての決定は、すべてこの本会議で行います。

また、定例会では、通常、区政全般にわたって一般質問が行われます。

## 委員会

区の仕事は幅広い分野にわたっており、内容も複雑で専門化しているため、少人数からなる委員会を設置し、専門的に詳細な審査を行っております。委員会は、議会の補助的機能を持つ機関です。委員会の活動は、議会の会期中

に限られるのが原則ですが、その会期中に結論を得られなかった案件については、議会の議決により、閉会中でも継続して審査することができます。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

常任委員会は、区の事務の部門別に4つの委員会（総務企画委員会、文教子育て支援委員会、福祉・区民生活委員会、建設環境委員会）が設置されています。これらの常任委員会は、その部門に属する事務の調査を行い、本会議で付託された条例などの議案、請願・陳情等を審査します。なお、各議員は必ずいずれかの常任委員になるものと法律で決められており、各常任委員の任期は条例で1年と定められています。

議会運営委員会は、議会の運営等に関する事項を調査することにも、議会に関する議案、請願・陳情等を審査します。委員の任期は、条例で1年と定められています。

特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な案件等を審査するために、議会の議決により設置されます。特別委員会は、議会の議決により付託された案件を審査し、その審査が終わるまで存続します。

現在、震災対策・危機管理調査特別委員会、拠点開発調査特別委員会、観光・文化推進調査特別委員会が設置されています。また、区予算や決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。

## 議案の成立まで

所定の手続きを経て議会で提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考に、本会議で議決されます。

## 提出

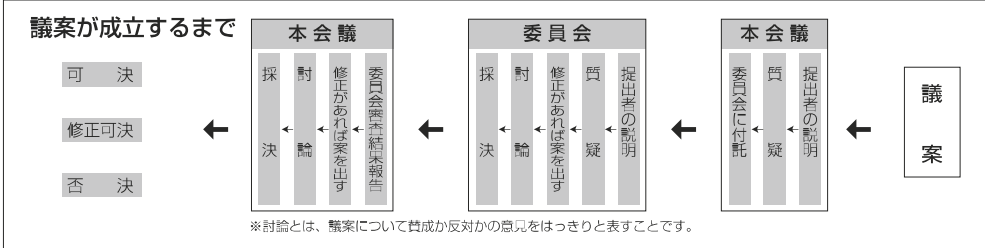
議案を提出できるのは、区長、委員会、議員です。議員が提出する場合は、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要とされます。提出された議案については、本会議で内容や提案した理由について、提出者が説明を行います。

## 審議

議案の内容などに関する審査は、原則として常任委員会に付託されます。委員会での審査が終了したときは、委員長から議長に審査結果が報告されます。議案によっては、委員会審査を省略して本会議で議決することもあります。

## 議決

各委員会での審査結果が出る時、議長は、本会議を開き、審査結果を参考にしながら、議案を議決します。その結果、可決された議案が成立することになります。



※討論とは、議案について賛成か反対かの意見をはっきりと表すことです。

## 特別委員会の調査事項の追加について

観光・文化推進調査特別委員会の調査事項に「都市間交流に関すること」が追加となりました。

# 区議会を知るには

## 議会を傍聴する

本会議、委員会は傍聴することができます。区議会の活動は、区民の皆さんが区議会の活動を知る身近な方法です。

本会議、委員会を傍聴するとき、会議当日に区役所5階の議事事務局で傍聴券の交付を受けてください。なお、定員は本会議80人、委員会15人です。

各会議の日程は、区議会ホームページに随時掲載されています。なお、日程等については、予定であり、変更となる場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ 内線3614

## 区議会だよりを読む

本会議の審議内容を要点にまとめたものを各定例会、臨時会ごとに発行しています。新聞に折り込んで配布しているほか、区役所や図書館、駅広報スタンドにも置いてあります。

## 北朝鮮による核実験強行に対する抗議決議

北朝鮮が、5月25日、2回目の核実験とミサイル発射を強行した。これは、明らかに日朝平壤宣言や国際連合安全保障理事会決議違反であり、平和と安全を希求する我が国のみならず、北東アジア及び国際社会に対する重大な挑戦である。

荒川区は、平成7年10月に「荒川区平和都市宣言」を行い、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を強く願ってきたところであり、このたびの北朝鮮の核実験は断じて容認することはできない。

よって、荒川区議会は、核兵器

## 会議録を閲覧する

会議での発言内容は会議録としてまとめられています。本会議録は、区役所2階の情報提供コーナー、各区立図書館で閲覧することができます。また、平成13年5月以降のものは荒川区議会のホームページにも掲載されています。

委員会議録は、平成16年6月以降のものは、区役所2階の情報提供コーナーで閲覧することができ、また、平成20年4月以降のものは、荒川区議会のホームページにも掲載されています。なお、平成16年5月以前の委員会議録については、情報公開請求の手続きにより、閲覧が可能です。情報公開の請求方法は議会事務局まで

お問い合わせ 内線3611

## ホームページを見る

荒川区議会では、ホームページを開発し、議事内容や会議の開催予定など、区議会に関する様々な情報を掲載しています。

## ケーブルテレビ

予算に関する特別委員会（第1回定例会）、決算に関する特別委員会（第3回定例会）で行われる総括質疑（各会派の代表が予算または決算全般にわたり質疑を行うものです）の様相を録画、編集したものをケーブルテレビマイチャネルあらかわ（5CH）で放映しています。放映日程は区議会ホームページ、放映お知らせのページに告知されています。また、すでに放映されたものをご覧になりたい方には、各区立図書館、広報課でDVD（平成20年10月以前のものはビデオ）を貸し出します。

## 第1回臨時会日程

- 5月26日 本会議  
総務企画委員会  
文教・子育て支援委員会  
福祉・区民生活委員会
- 5月28日 議会運営委員会  
建設環境委員会
- 5月29日 本会議  
各常任委員会  
議会運営委員会  
各特別委員会

# 議会構成

( 5 月 29 日現在 )

議長 **茂木 弘** 副議長 **萩野 勝**

委員長  
副委員長  
理事

## 常任委員会

### 総務企画委員会 8人

総務企画部、管理部、産業経済部、会計管理部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項



### 文教・子育て支援委員会 8人

教育委員会及び子育て支援部に関する事項



### 福祉・区民生活委員会 8人

福祉部、健康部及び区民生活部に関する事項



### 建設環境委員会 8人

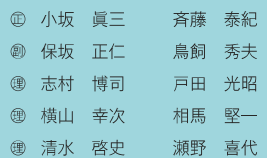
環境清掃部、都市整備部及び土木部に関する事項



### 議会運営委員会

10人

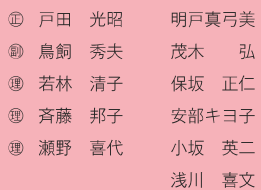
- ①議会運営に関する事項
- ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項



### 特別委員会

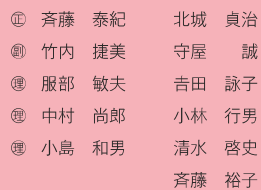
震災対策・危機管理調査特別委員会 11人

- ①大震災対策に関すること
- ②危機管理に関すること
- ③新型インフルエンザ対策に関すること



拠点開発調査特別委員会 11人

- ①旭電跡地利用に関すること
- ②三河島駅前北地区の再開発に関すること
- ③旧道灌山中学校跡地利用に関すること



観光・文化推進調査特別委員会 10人

- ①観光振興に関すること
- ②文化施策の推進に関すること
- ③都市間交流に関すること



幹事長 **あらかわ正論の会** 1人  
浅川 喜文

幹事長 **尚志会** 1人  
小坂 英二

幹事長 **あらかわ元気クラブ** 1人  
斉藤 裕子

副幹事長 **民主党・市民の会** 3人  
清水 啓史  
瀬野 喜代  
小島 和男

副幹事長 **自由民主党** 14人  
小坂 眞三  
志村 博司  
斉藤 泰紀  
明戸 真弓美  
茂木 弘  
若林 清子  
竹内 捷美  
服部 敏夫  
並木 一元  
菅谷 安男  
北城 貞治  
守屋 誠  
鳥飼 秀夫  
須永 京子

幹事長 **日本共産党** 6人  
武藤 文平

幹事長 **荒川区議会議員団** 6人  
吉田 詠子  
戸田 光昭  
保坂 正仁

副幹事長 **公明党** 6人  
吉田 詠子  
戸田 光昭  
保坂 正仁

各会派の構成 (5月29日現在)